

【令和8年8月28日(金)まで延長】

御殿場市からのお知らせ

ごみ袋の臨時措置の期間延長について

中東情勢の影響による不安の高まりから、未だに「指定ごみ袋」がない店舗が散見されますので、様々な状況を勘案して、「指定ごみ袋」の入手が困難な場合に限り、透明または半透明の袋で「可燃ごみ」を排出できる臨時措置の実施期間を延長します。
なお、「指定ごみ袋」は、例年並みの供給が見込めることを製造業者に確認しています。
引き続き、過度なご購入はお控えください。

- **期間** ~~令和8年6月30日(火)~~ **8月28日(金)まで**
- **対象** **可燃ごみ**

- **基本は「指定ごみ袋」を使ってください。**
- 「指定ごみ袋」が入手困難な場合は、次の袋でもごみを捨てられます。
※捨てる場所は通常通り、指定の集積所のみとなります。
※「指定ごみ袋」以外の焼却センターへの自己搬入は有料です。

○使用できるごみ袋



- 指定ごみ袋同様に記名等する
- 透明または半透明で中身の見える袋
- サイズは20リットルから45リットルまで
- 厚さ・取っ手・印字などに制限なし
- 中身が密閉されるように口をしぼる

×使用できないごみ袋



- ×中のごみのはみ出る・水分などが染みるもの(段ボール箱・紙袋など)
- ×中身の見えない黒色など色付きの袋
- ×口を縛っていない袋
- ×不燃ごみ用指定ごみ袋
- ×他自治体指定のごみ袋・旧指定ごみ袋

【問い合わせ】 ※土・日・祝日を除く

御殿場市環境課収集スタッフ TEL:0550-88-0530